

平成 29 年告示 幼稚園教育要領、 幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂について

『幼稚園教育要領』『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』は、全体的な計画や指導計画を作成する際に基礎となる資料です。

幼稚園および幼保連携型認定こども園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培う場であり、さらに保育所を含め幼児教育として、「環境を通して行う教育」を行い「幼児の主体的な活動としての遊び」を中心として、1人ひとりの気づきや学びに応じた指導を行っています。

今回の改訂では、『幼稚園教育要領』『保育所保育指針』『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』の3法令が同時に改訂されました。これは、「幼稚園も保育所も幼保連携型認定こども園も、日本の大切な幼児教育施設」として位置づけられたからです。そのため、今回の改訂では、幼稚園、保育所、認定こども園に共通する「幼児教育のあり方」を明確にするとともに、乳児期からの発達と学びの連続性、そして「小学校教育との接続のあり方」が明示されています。

近年、高度な情報化社会により社会の変化のスピードがますます速くなり、かつ予測不可能になってきました。そういった社会の変化から、子どもたちの20年後にも通用するような力の基礎をどのように育むのかということが大きな課題になり、幼児教育の重要性も高まっています。これらを受けて、未来の社会を生き抜ける子どもを育てることが、今回の改訂を通して幼児教育施設に求められているのです。

子どもたちに向き合っているみなさんには、改めて法令をよく読み込み、これまで丁寧に積み重ねてきた保育や指導を見直し、どのような子どもたちを育てるのか、よりよい幼児教育・保育とは何かを考えていただきたいと思っています。

無藤 隆

平成 29 年告示 保育所保育指針の改定について

『保育所保育指針』は平成20年の告示化によって国の正式な文書となりましたが、それ以来9年ぶりに改定されました。『保育所保育指針』には、保育とは何か、保育で大切にすべきことは何か、という基本方針が示されています。全体的な計画（これまでの保育課程に相当するもの）や指導計画を作成する際の大切な指針となるものです。

今回の『保育所保育指針』の改定には、2つの大きな特徴があります。

1つは、乳児保育と1歳以上3歳未満児の保育のねらい及び内容の記載を充実させたことです。乳児保育を行う際のポイントも丁寧に記されました。

待機児童問題もあり、乳児保育の重要性はますます高まっています。また非認知的能力などをはじめとする、乳幼児期からの丁寧な関わりによって身につけられる能力も世界的に重視されるようになりました。このようなことも、今回の改定の背景となっています。

もう1つは、保育所が初めて日本の「幼児教育施設」として位置づけられたことです。幼稚園、幼保連携型認定こども園とともに、日本の大切な幼児教育施設として明示されました。これにより、保育所においても幼児教育を行う施設として「育みたい資質・能力」そして「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を確認しながら、乳児期からの保育を行っていくことが大切になりました。

保育・幼児教育に携わっているみなさんには、幼稚園も保育所も幼保連携型認定こども園も、日本の最も大切で基礎的な時期における教育機関としての役割を、本格的に期待されるようになってきたと理解していただきたいと思っています。

汐見稔幸

もくじ

平成29年告示 幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂について	2
平成29年告示 保育所保育指針の改定について	3

Chapter 1 3法令に共通するポイント

平成29年の改訂（改定）は、なぜ3法令が同時に行われたのか	8
POINT 1 幼児教育において育みたい資質・能力	10
実践のポイント 遊びの中に見る「資質・能力」の三つの柱	12
POINT 2 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿（10の姿）	14
実践のポイント 遊びや保育に見る「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」（10の姿）	16
POINT 3 主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）	20
実践のポイント 幼児教育における「主体的・対話的で深い学び」	22
POINT 4 小学校教育との接続	24
実践のポイント 小学校との接続を意識した記録や研修	26

Chapter 2 幼稚園教育要領 改訂のポイント

POINT 1 幼児教育における「見方・考え方」	28
実践のポイント 「見方・考え方」を働かせる幼児教育とは	30
POINT 2 カリキュラム・マネジメント	32
実践のポイント カリキュラム・マネジメントの工夫	34
POINT 3 ねらい及び内容の加筆について	36
実践のポイント ねらい及び内容の変更と保育	40
POINT 4 特別支援教育、海外から帰国した幼児への対応	42
実践のポイント 特別支援教育の連携、海外から帰国した子どもが入園したら	44
POINT 5 預かり保育と子育ての支援	46
実践のポイント 預かり保育と子育ての支援の工夫	48

Chapter 3 保育所保育指針 改定のポイント

POINT 1 養護及び教育を一体的に行う保育	50
実践のポイント 養護及び教育を一体的に行う保育とは	52
POINT 2 乳児保育と1歳以上3歳未満児の保育	54
実践のポイント 乳児及び1歳以上3歳未満児の保育の視点	56
POINT 3 保育所保育における幼児教育	58
実践のポイント 全体的な計画とPDCA、保育における幼児教育	60
POINT 4 健康及び安全	62
実践のポイント 健康及び安全への配慮	64
POINT 5 子育て支援	66
実践のポイント 子育て支援の工夫	68
POINT 6 資質・専門性の向上、キャリアパスに対応した研修計画	70
実践のポイント キャリアパスと研修の工夫	72
POINT 7 小規模保育、家庭的保育	74
実践のポイント 小規模保育所と地域の園との交流	76

Chapter 4 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 改訂のポイント

POINT 1 多様な保育時間、多様な保育経験の子どもたちへの対応	78
実践のポイント 多様な保育経験に合わせた環境設定と教育内容	80
POINT 2 2歳児から3歳児への保育の移行	82
実践のポイント 2歳児クラスの保育と3歳児クラス編成の工夫	84
POINT 3 子育ての支援	86
実践のポイント 子育ての支援の工夫	88
POINT 4 登園する子どもと登園しない子どもがいる期間中の配慮	90
実践のポイント 長期的な休業中の保育内容、保護者との連携の工夫	92
POINT 5 災害への備え	94
実践のポイント 地域と連携した災害への備え	96

付録

幼稚園教育要領	97	保育所保育指針	103
幼保連携型認定こども園教育・保育要領	115		

この本の使い方

この本では、平成29年告示の内容と改訂のポイントを解説し、実践に活かすにはどのようにすればよいかを紹介しています。

①ポイント解説

平成29年の改訂で重要なポイントを紹介し、改訂の背景、改訂された箇所、改訂のねらい、などを解説しています。

下線部分や赤字は、特に重要な部分です。



②実践のポイント

ポイント解説の内容を受けて、実践でのポイントや注意点を解説し、実践場面の例をイラストで紹介しています。赤字は、重要なポイントや、3法令の本文に該当する箇所を示しています。



③付録

平成29年告示の幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の全文を掲載しています。下線部分は、平成29年告示の際に修正されたり、章が変更されるなど、編集部で改訂されたと判断した箇所です。



Chapter 1

3法令に 共通するポイント

この章では、3法令で共通するポイントを確認しましょう。具体的な実践の場面を想定しながら考えたり、園での工夫を話し合ってみましょう。

平成29年の改訂（改定）は、 なぜ3法令が同時に行われたのか

日本の大切な幼児教育施設としての位置づけ

今回の平成29年改訂では、『幼稚園教育要領』（以下、教育要領）、『保育所保育指針』（以下、保育指針）、『幼保連携型認定こども園教育・保育要領』の3法令が、初めて同時に改訂されました。これは、**幼稚園も保育所も幼保連携型認定こども園も、日本の大切な幼児教育施設として位置づけられたからです。**

平成18年に『教育基本法』が改正され「幼児期の教育は、生涯にわたる人格の基礎を培う重要なものである」と明記されたことで、名実ともに日本の教育の中に幼児教育が位置づけられました。この改正を受けて、平成20年の改訂では教育要領と保育指針の法的な位置づけが対等になり、告示が同時に行われました。

このように法的な位置づけが整備されたことにより、子どもたちがどの幼児教育施設に通っていても、同じ質やレベルの幼児教育・保育を受けられるように保障することが望まれるようになりました。そのため今回の改訂では、幼児教育の内容や質を3つの幼児教育施設で揃えていこうとしています。

3つの幼児教育施設に求められること

3つの幼児教育施設に共通する幼児教育のあり方としては、「環境を通じた教育」「乳児期からの発達と学びの連続性」「小学校教育との接続のあり方」などが明確になりました。このように幼児教育の形を整えたことは、日本の幼児教育・保育の歴史から見て、とても大きなことです。

幼児教育の内容や質を揃えることになったことで改めて、**幼児教育（環境を通して行う教育）とは何かを考え保育を見直すこと、「資質・能力」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を意識して計画・評価すること、保育指針の「乳児・1歳以上3歳未満児の保育」を理解し、乳児期の保育や子どもの育ちをとらえて、幼児期への学びの連続性を考えることが大切になってきます。**

未来を見据えて子どもの力を育む

また今回の改訂では、幼児教育・保育だけではなく、小学校以上の学習指導要領も同時改訂されました。日本の教育の大改革が行われています。

なぜこのような教育の大改革が行われているのかというと、未来の変化を見据えて子どもたちの力を育てていこうとしているからです。

今回の改訂では、「**社会に開かれた教育課程**」というものを目指しています。“**社会に開かれた**”と強調するのは、**日本社会や世界の状況を幅広く視野に入れて教育課程を創り出してほしいという願いがあるからです。**

これまでは「今の社会はこのような社会だから、子どもたちにこのような力をつけていきましょう」という関係が比較的に見えやすかったのですが、今後の社会における、AIに代表される技術革新の進歩やIoTの広がり、世界のグローバル化や流動化、地球環境の変化、その他の政治的経済的そして社会的な変化、それらのスピードは速く、また、予測不可能になっていきます。このような中で、子どもたちが社会で活躍する20年後にも通用する力の基礎を育むことが求められているのです。

幼児教育施設に対しても、子どもたちに未来の創り手となるために必要な資質・能力を育むことが期待されています。このことを理解した上で、目の前にいる子どもたちと丁寧に向き合うことが大切です。

幼児教育において 育みたい資質・能力

幼児教育において育みたい資質・能力の整理

今回の改訂では、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園は、幼児教育施設として位置づけられ、幼児教育が小学校教育につながっていくことが明確になりました。子どもの育ちについても、乳児からの発達の連続性や「資質・能力」を中心とする考え方によって、幼児教育と小学校以上の学校教育で共通する力の育成をすることになりました。

「資質・能力」の三つの柱

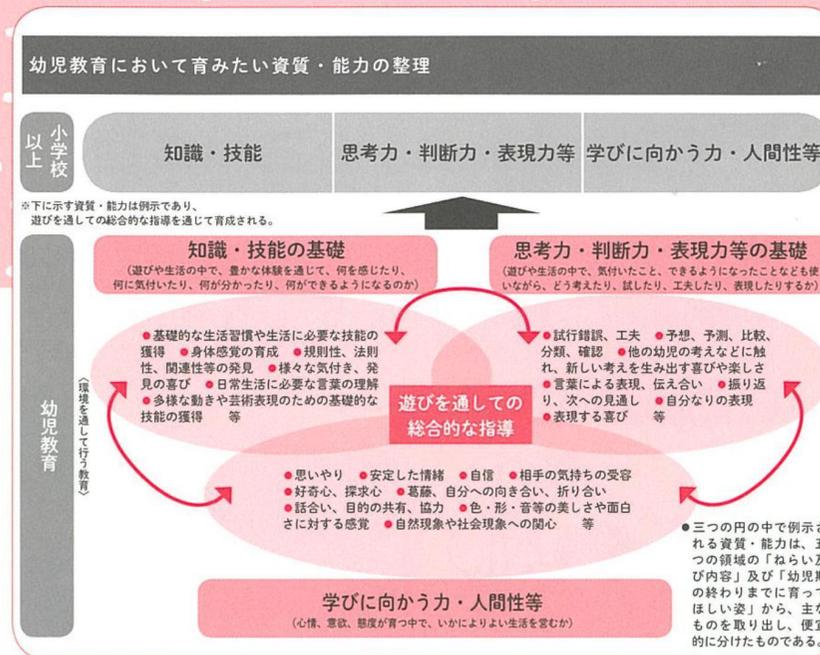
「資質・能力」は、小学校、中学校、高等学校での教育を通して伸びていくものです。幼児期はその基礎を培うのですが、幼児が身近な環境に主体的に関わり、環境との関わりや意味に気づき、これらを取り込もうとして試行錯誤したり考えたりする、というプロセスを通して子どもの中に育ちます。「幼児教育において育みたい資質・能力」の三つの柱は、以下のように定義づけられました。

「知識及び技能の基礎」

(遊びや生活の中で、豊かな体験を通じて、何を感じたり、何に気付いたり、何がわかったり、何ができるようになるのか)

「思考力、判断力、表現力等の基礎」

(遊びや生活の中で、気付いたこと、できるようになったことなども使いながら、どう考えたり、試したり、工夫したり、表現したりするか)



文部科学省「幼児教育部会における審議の取りまとめ（平成28年8月26日）」より改変して引用

「学びに向かう力、人間性等」

(心情、意欲、態度が育つ中で、いかによりよい生活を営むか)

小学校以降になると、資質・能力の三つの柱は「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」となり高等学校まで一貫して育まれるものとなります。「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」は、何かについて知ることや考えるという〈知的な力〉です。「学びに向かう力、人間性等」は、さまざまなことに意欲をもち、粘り強く取り組み、高いところに向けて頑張っていく力のことで、〈情意的（または協働的）な力〉です。この〈知的な力〉と〈情意的（または協働的）な力〉が相互循環していくことが必要で、幼児教育はそのような力を育てていこうとしています。今回の改訂により、幼児教育の基本的な部分や幼児期に育むべき力がより明確になりました。

実践
のポイント

LET'S TRY!

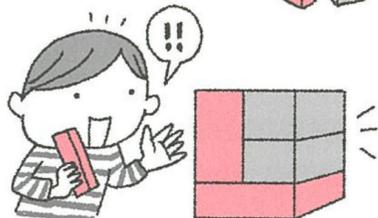
遊びの中に見る
「資質・能力」の三つの柱

日々子どもたちの遊びを、「資質・能力」の三つの柱の視点で見てください。

積み木遊びでは

思考力、判断力、
表現力等の基礎

「スカイツリーを作りたい」と思って積み木を高く積んでいこうとしているときに、途中で崩れても「どうすれば高く積めるのだろう」などと考え試行錯誤する姿。



知識及び技能の基礎

積み木の間隔を詰めて積んでみたり、互い違いに組んでみるうちにこうするとうまくいくということに気づいていきます。気づいたことをやってみると、うまくできたという経験が重なり、具体的な方法への気づきや、できたという達成感が見られます。これが積み木の知識や技能の基礎となります。



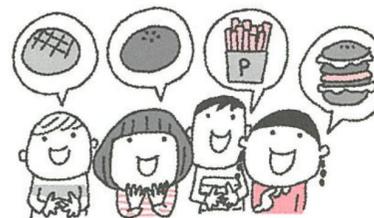
学びに向かう力、人間性等

知識・技能や思考力等の基礎を使って、「もっと高く大きくするにはどうしたらいいだろう？」などとさらに挑戦していきます。また、友達と積んでいきながら、知恵を出し合ったり相手の意見を受け止めたりする姿。

お店やさんごっこでは

思考力、判断力、
表現力等の基礎

お店やさんごっこをしようとして取り組んでいくときに、どんなお店やさんにするか。「パン屋さんにしよう」「ハンバーガー屋さんにしよう」「全部入れてみては？」などと、これまでの経験や知識を使って「こうしてみたらどうか」と話している姿。



知識及び技能の基礎

「パン屋さんにはメロンパンやあんぱんがあるよ」「ハンバーガー屋さんだったらポテトがあったらいい」などと話し合います。子どもたちの体験をもとに知識(知っていること)を表現している姿。



学びに向かう力、人間性等

パンを作る。ハンバーガー屋さんやパン屋さんの場所を決める。お金があったほうがいいと準備する。次の知恵を出し合っていく、もっと本物らしくしよう、もっと楽しみたいと、目的を共有しながら追究する姿。

まとめ 評価は、課題や問題点に着目する

- 子どもたちの姿を「資質・能力」の三つの柱の視点で評価する際には、できる・できないという評定の視点ではなく、子どもたちが何をしようとしているのか、何を必要としているのかというアセスメントの視点で評価します。子どもたちの抱える「課題」や「問題点」に着目しましょう。保育者は、見守りながら子どもの学びのプロセスを的確に見るようにすることが大切です。